

「滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例」の一部改正について

1 条例の概要

- 国が事業主体として実施する国営土地改良事業について、土地改良法第90条第2項に基づきその事業費の一部(以下「地元負担金」という。)および特別徴収金を、地元から県が徴収するための条例

2 改正の概要

*地元負担金を元利均等年賦支払の方法により徴収する場合の利率の改正

- 地元負担金を元利均等年賦支払の方法により県が徴収する場合における利率について、適用している土地改良法施行令の規定が改正されている。

<土地改良法施行令第53条第2項>

改正前	改正後
前項の元利均等年賦支払においては、(中略)利率は、(中略)年五分を超えないものとする。	前項の元利均等年賦支払においては、(中略)利率は、 <u>国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。</u>

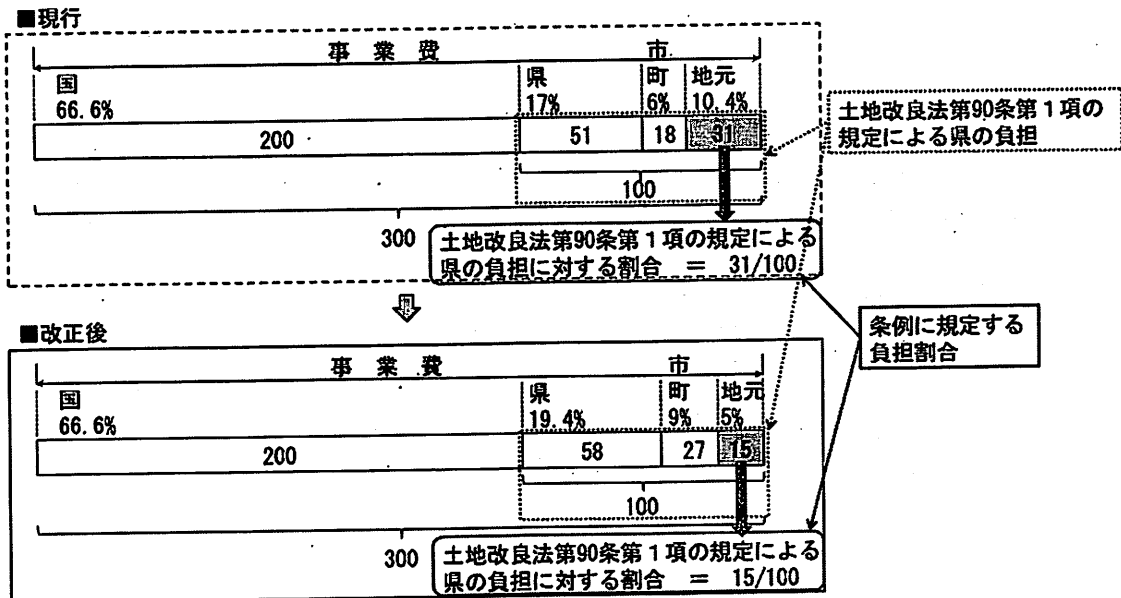
- この施行令を適用している条例の規定を改正する。

*国の指針改正に伴う地元負担割合の改正

- 農林水産省農村振興局長から「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針についての一部改正について」の通知があり、施設更新事業*にかかる県、市町村の負担割合が見直された。

※既存の水路等の施設の補修・更新を行う事業

- この通知を受け、条例に規定している地元負担割合を以下のとおり改正する。



3 施行期日

公布の日から施行